

〈資料〉

子ども及び家族サービス法 1999年 I

—カナダ・オンタリオ州—

村 井 衡 平

本稿ではカナダ・オンタリオ州の法令集・2005年版の第125頁以下に掲載されている「子どもおよび家族サービス法」(Child and Family Service Act)の条文のうち、第1条および第2条の規定、さらに第3章の規定(第37条より第87条)の全部を紹介する。

第1条 (1) 主要な目的——この法律の主要な目的は、子どもの最善の利益、保護および福祉を促進することにある。

(2) 他の目的——この法律の付加的な目的は、それらが子どもの最善の利益・保護および福祉と両立する限り、

1. 両親が彼等の子どもを世話するのに援助を必要としていることを認め、その援助は家族単位の自治および保全を支援するために与えられ、さらに可能な限り、相互的な同意を基礎として用意されるべきである。
2. 子どもを援助するために、特定の事件において、破かいた訴訟活動の最も少ない手続が利用できるよう承認すべきである
3. 子どものためのサービスは、
 - I 世話の継続および健全な家族関係についての子のニーズを尊重すること、および
 - II 子どもの間での肉体的および精神的な発達のちがいを考慮に入れる方法で行われるべきことを承認すべきである。

4. 可能な限りどこでも、子どもおよび彼等の家族へのサービスは、文化的、宗教的および地域的なちがいを尊重する方法で用意されるべきである。

中 略

第3章 子どもの保護

第37条 (1) 定義 本章において、

“子ども”とは、現実にはまたは明白に16才以上であり、第3章1項に定義されている子どもを含まない。ただし、子どもが本章の命令の主体であるときは、この限りでない。

“子ども保護ワーカー”とは、第40条（子どもの保護手続の開始）の目的のために、ディレクター、地方ディレクターによって授権されたディレクター、地方ディレクターまたは人を意味する。

“拡大された家族”とは、子どもに関して使用されるとき、子どもが血液、婚姻または養子縁組によって関連する人を意味する。

“親”とは、子どもに関して使用されるとき、それぞれ、

- (a) 子どもの母
- (b) 児童法改正法の第8条1項ないし6項の1つに定められた個人。
ただし、彼が子どもの生来の父ではない公算が立証されるときは、この限りでない。
- (c) 子どもを合法的に監護している人。
- (d) 本章のもとで関与する以前12カ月の間、子どもを彼または彼女の子どものとして扱う確実な意見を表明したか、または子どもの親であることを承認し、子どもの扶養料を支給した人
- (e) 書面による合意または裁判所の命令のもとで、子どものために扶養料を支給することを請求され、子を監護するか、または子と面接する権利を有している人、および
- (f) 児童法改正法の第12条のもとで、書面により子どもの親である

ことを承認した人

を意味するが、養親を含まない。

“安全な場所”とは、養親の住宅、病院およびディレクターによって第1章第17条(2)（順応性のあるサービス）でかかるものとして指示された場所の1つであるが、しかし

(a) 第4章（若者の犯罪）で定義される安全な監護の場所、または

(b) 第4章に定義された1時的な範囲の場所を含まない。

(2) 保護を必要とする子ども。 子どもは下記の場合に保護される必要がある。

(a) 子どもが、子どもについて責任を負っている人によって、肉体的な害悪を蒙ったか、またはその人が

(i) 子どもの監督または保護のために定められた適切な世話をしないか、または

(ii) 子どもの監督または保護のためになすべき配慮を怠ることによって生じるか、または結果するとき。

(b) 子どもが、子どもについて責任を負っていない人によって肉体的な害悪を蒙りそうな危険が存在しているか、またはその人が

(i) 子どもを適切に世話せず、必要品を供給せず、監督せず、保護せず、または

(ii) 子の世話、必要品の供給、監督保護を怠ることによって、子どもが肉体的な害悪を蒙りそうな危険が存在しているとき

(c) 子どもが、子どもについて責任を負っている人または他の人によって、性的に苦しめられているか、利用されている場合に、子どもについて責任を負っている人が性的な干渉または性的な利用の可能性を知り、または知ることが可能であったとき、

(d) 子どもが(c)項に指摘されたように、性的に干渉され、または性的に利用されそうな危険性があるとき、

(e) 子どもが肉体的な危害または災害を防止するための医学的な処置を要求するか、子どもの親または子どもについて責任を負う人が処置を提供しないか、拒否し、または処置に同意したり、利用したりすることができない。

(f) 子どもが重大な

(i) 心配

(ii) うつ病

(iii) 撤退

(iv) 自殺または攻撃的な行動、または

(v) 発達遅延

を蒙り、かつ、子どもがうけた感情的な害悪は、子どもの親の側または子どもについて責任を負っている人の作為、不作為によって招集された。

(f・1) 子どもが(f)(i)(ii)(iii)(iv)および(v)に記載された種類の感情的な害悪を蒙り、かつ、子どもの親または子どもについて責任を負っている人が害悪を救済しまたは軽減するサービスまたは処置をとらず、とることを拒否し、同意しない。

(g) 子どもが(f・1)(ii)(iii)(iv)および(v)項にそれぞれ記載された種類の感情的な害悪を蒙りそうであり、かつ、子どもの親または子どもについて責任を負っている人が、害悪を阻止するためのサービスまたは処置を設けず、拒否し、または利用できず、同意できない。

(h) 精神的・情緒的または発展的条件に苦しんでいる子どもは、治療できなければ、子どもの発育が大きく侵害され、そのため、子どもの親または子どもについて責任を負う人または他の人は、救済の方法または条件の緩和を定めたり、

(i) 子どもが遺棄され、子どもの親が死亡したか、または子どもに対する彼または彼女の監護権を行使できず、かつ、子どもの世話

または監護のための適切な処置をしなかったか、または子どもの居所について、親が子どもの世話および監護を自ら引き受けることを拒否するか、不可能であるか、または不本意である。

(j) 子どもが12才未満であり、他人を殺害し、重大な傷害を加え、または他人の財産に多大の損害を及ぼし、再発を防止するために助力と処置が必要であるが、子どもの親または親に代わって責任を負う人がこれらのサービスまたは処置をせず、拒否し、もしくはこれらのサービスまたは処置に同意したり、利用することができない。

(k) 子どもが12才未満であり、たびたび他人の身体に傷害を加えたり、他人の財産に損害を及ぼすが、子どもの行為について責任を負う人が子どもを適切に監督しないか、そうすることが不可能である。または

(l) 子どもの親は、子どもを世話することができるが、子どもは親の同意のもとに法廷に連れてこられ、子どもが12才以上であるとき、子どもの同意のもとに、本章のもとで取り扱われることになる。

(3) 子どもの最善の利益。 ある人が本章において、子どもの最善の利益のための命令または決定をするように命じられるとき、その人は、彼または彼女が関連があると考える事件についての事情を考慮に入れるものとする。

1. 子どもの肉体的・精神的・情緒的ニーズおよびこれらのニーズに適合する適切なケアおよび処置。
2. 子どもの肉体的・精神的な発達のレベル。
3. 子どもの文化的な背景。
4. もしあれば、子どもがその中で育てられている宗教的な信条。
5. 子どもが親との積極的な関係を発展させること、および家族の一員としての場所を確保することの重要性。

6. 子どもの血液または縁組命令を通じる関係。
 7. 子どもの世話の継続性およびその関係の継続の途絶が子に及ぼす積極的な効果。
 8. 子どもが親の許に留まっているか、または親の許に戻るのを比較し、社会によって提案された子の世話のためのプランの長所。
 9. もしそれらが合理的に認識されることができれば、子どもの見解および希望。
 10. 事件の処理がおくれることによる子どもに及ぼす影響。
 11. 子どもが親の世話から他に移され、そこに止められ、親の世話に戻ることを許されず、そこに止められることにより蒙るリスク。
 12. 子どもが保護を必要としているとの判断があれば、危険の程度。
 13. その他の関連ある諸事情。
- (4) 子どもがインディアンまたは原住民であるとき。ある人が本章において、子どもの最善の利益のために命令または決定をすべく命じられる場合に、子がインディアンまたは原住民であるとき、その人はインディアンおよび原住民の文化、遺産および伝統のすばらしいことを承認し、考慮に入れるべきものとされる。

法 定 代 理

- 第38条** (1) 子どもの法定代理。子どもは本章のもとでのどの段階においても、法廷代理人をもつことができる。
- (2) 裁判所は争点を調査する。本章のもとでの手続において、法定代理人をもたないとき、裁判所は、
- (a) 手続の開始後、できる限り速やかに、かつ、
 - (b) 手続のもっと遅い段階でも、
- 子どもの利益を保護するために法定代理人が望ましいかどうか、決定することができる。
- (3) 法定代理のための指示。裁判所は子どもの利益を保護するために

法定代理が望ましいと決定するとき、裁判所は子どものための法定代理人を命ずるものとする。

(4) 標準

(a) 裁判所の意見によれば、子どもと親または社会の間に見解のちがいが存在し、社会は子どもが親の世話から移されるか、または第59条1項、2項または3項のもとで社会または国王の監護とされることを提案するとき

(b) 子どもが社会の世話をうけており、かつ、

(i) 親が裁判所の面前に出頭し、または

(ii) 子どもは第37条2項(a), (c), (f), (f·1)または(b)項の意味における保護を必要としていると主張されるか、または

(c) 子どもは審理に出席することが許されないとき、

法定代理が子どもの利益を保護するために望ましいと考えられる。ただし、裁判所が子どもの見解を考慮し、子どもの利益は他の方法で適切に保護されていると合理的に確信するときは、この限りでない。

(5) 親が未成年であるとき、子どもの親が17才未満であり、子どもの弁護士のもとでの手続において、裁判所が別の命令をしない限り、親を代理するものとする。

当事者および通知

第39条 (1) 当事者。 下記の者は本章の下での手続において、当事者である。

- 1 申立人
- 2 基礎事実について管轄権をもつ団体
- 3 子どもの親
- 4 子どもがインディアンまたは土着の人であるとき、子どもの集合体または土着の集団によって選ばれた代表者

(2) 本章のもとでのどの段階においても、裁判所はディレクターを彼ま

たは彼女の申立の当事者として付加するものとする。

(3) 参加する権利。 養親を含め、審理の直前6カ月の間、子どもを継続して世話していた養親を含め、誰れでも

- (a) 当事者として同じ通知をうける権利があり、
- (b) 審理に出席することができ、
- (c) ソリシターによって代理されることもでき、かつ、
- (d) 裁判所に仲裁付託合意をすることができるが、

しかし、裁判所の許可なしにさらに審理の当事者とされないものとする。

(4) 20才またはそれ以上の子ども、 本章のもとで手続の主体である20才以上の子どもは、手続の通知をうけ、かつ、審理に出席する権利がある。ただし、審理に出席することが子どもに情緒的な損害を及ぼすと裁判所が満足し、かつ、子どもは手続の通知をうけず、審理への出席を許可しない旨を命じられるときは、この限りでない。

(5) 12才未満の子ども。 12才未満であり、本章のもとでの手続の主体である子どもは、手続の通知をうけ、または審理に出席する権利を有しない。ただし、裁判所が、子どもは

- (a) 審理を理解することができ、かつ、
- (b) 審理に出席することによって感情的

な傷害を蒙ることはなからうと満足し、子どもが手続の通知をうけ、審理に出席することを許可されるときは、この限りでない。

(6) 子どもの参加。 第64条(4)のもとで申立人である子どもは、本章のもとでの手続の通知をうけるか、または手続について法定代理人をもつとき、手続に参加し、かつ、彼または彼女が当事者であるかのように、第69条のもとで提訴することができる。

(7) 通知の免除。 ある人に対する通知に要求される時間が子どもの健康または安全を危くする恐れがあると裁判所が満足するとき、裁判所はその人に対する通知を免除することができる。

子どもの保護手続の開始

第40条 (1) 申立。 協会は、子どもが保護を必要としているかどうか決定するよう請求することができる。

(2) 子どもの逮捕令状。 治安判事は、子ども保護ワーカーの宣誓による情報にもとづいて、

- (a) 子どもは保護を必要としており、かつ、
- (b) 余り抑制的でない行動は役に立たない

と信じるについて合理的、かつ、蓋然的な理由が存在すると信じる時、子ども保護ワーカーが安全な場所につれて行く許可書を手続することができる。

(3) 同趣旨。 治安判事は第2項のもとでの呼出状の発行を、子ども保護ワーカーが子どもを第7項のもとで安全な場所に連れて行くことのみを理由にして、拒否しないものとする。

(4) 子どもの出席または逮捕命令。 裁判所がある人の協会への申立にもとづいて、

- (a) 子どもは保護を必要としており、事態は協会に通知され、協会は第1項のもとで申立をしておらず、かつ、子ども保護ワーカーが誰れも第2項のもとで令状を請求していないか、または第7項のもとで子どもを逮捕しておらず、また
- (b) 子どもは裁判所の面前に連れてくる以外に適切に保護することができないとき

裁判所は

- (c) 子どもを保護する責任を負っている人は、彼または彼女を裁判所の面前に、第47条1項のもとで審理するために、彼または彼女が保護を必要としているかどうかを決定するため、または
- (d) 裁判所が(c)項のもとでなされた命令は子どもを適切に保護しないと判断するとき、協会によって傭われた子ども保護ワーカーが

子どもを安全な場所に導くよう、命じることができる。

- (5) 子どもの名前・居住地は要求されない。第1項のもとでの申立、第2項のもとでの令状または第4項のもとでなされる命令において、子どもを名前によって記述し、子どもの居所を特定する必要はない。
- (6) 第2項のもとで発行された命令により、子どもを安全な場所につれていくことを許可された子ども保護ワーカーは、いつでも、令状または命令によって特定された施設に、必要であれば強制的に立ち入り、子どもを移動させることができる。
- (7) 許可書なしの逮捕。合理的、かつ、蓋然的な理由により、子ども保護ワーカーが
- (a) 子どもは保護を必要としており、かつ、
 - (b) 事件を第47条1項のもとでの審理にもち込み、または第2項のもとでの令状を入手するのに時間を必要とし、その間に子どもの健康または安全に重大な危険を及ぼすと信じる時、許可書なしに子どもを安全な場所に導くことができる。
- (8) 警察の援助。本条のもとで仕事をする子ども保護ワーカーは警察官の補助員とよばれる。
- (9) 子どもの調査への同意。第7項または第2項のもとで発行された令状または第4条(a)項のもとでなされた命令のもとで仕事をする子ども保護ワーカーは、親の同意が別途に要求されるとき、子どもの医学的な調査を許可することができる。
- (10) 公開された1時的な拘留の場所。子ども保護ワーカーが本来のもとで、子どもを安全な場所に導く合理的、かつ、蓋然的な理由にもとづいて、制約的ではない行動をとると信じられるとき、子どもが安全な場所一すなわち、第4章(若い犯罪者)のもとで定義され、公開された1時的な拘留場に拘置されることができる。
- (11) 立ち入る権利。子ども保護ワーカーは、合理的、かつ、蓋然的な理由にもとづいて、第7章に引用された子どもがどの財産にいても、令

状なしで、強制的に財産に立ち入り、子どもを探し、移動させることができる。

(12) 立入権に関する規定。 子ども保護ワーカーは第6項または第11項のもとで、規則に従って立ち入る権限を行使することができる。

(13) 保安官は子ども保護ワーカーとしての権限を有する。 第2項, 6項, 7項, 10項, 11項および第12項の規定は、保安官が子ども保護ワーカーであるかのように、保安官に適用される。

(14) 個人的な責任からの保護。 保安官または子ども保護ワーカーが善意で、本条のもとでの同人の義務を履行したか、または履行を企てたか、またはその義務を善意で履行するについて過失または遅滞があったとしても、訴えは提起されないものとする。

子どもを逮捕する特別な事例

第41条 (1) 世話されている子どもを逮捕する許可書。 治安判事は、保安官または子ども保護ワーカーが子どもを安全な場所につれていくとき、保安官または子ども保護ワーカーの宣誓による情報にもとづいて、

(a) 子どもが現実にはまたは明白に16才未満であり、かつ、その同意なしに合法的な世話および監護から行動させられ、かつ、

(b) 子どもを適切に保護すると思われる安全な場所に導く以外に利用できる法策は存在しないと信じるについて、合理的な、かつ、蓋然的な理由が存在していると満足するとき、保安官または子ども保護ワーカーが子どもを安全な場所につれていくことを許可することができる。

(2) 同 一。 治安判事は、ある人が第4項のもとで子どもを安全な場所につれていくことができるという理由のみで、第1項のもとである人に許可状を発行することを拒否すべきではない。

(3) 前記財産を特定する必要はない。 第1項のもとでの許可書の中で子どもがおかれる財産を特定する必要はない。

(4) 保安官または子ども保護ワーカーが合理的、かつ、蓋然的な理由にもとづいて

- (a) 子どもが現実にはまたは明らかに16才未満であり、その同意なしに、社会の合理的な世話および慣行からおき去りにされ、または
- (b) 第1項のもとでの令状を入手するのに必要な時間のうちに子の健康または安全について実質的な危険が存在していると信じるとき、

許可書なしに子どもを安全な場所に移すことができる。

(5) 公開された1時的な拘留の場所に不在の子どもの逮捕。本章のもとで公開の1時的な場所として指定された場所に子どもが拘留されたとき、

- (a) 子どもを世話し、監護し、管理する協会または
- (b) 安全な場所について責任を負う人

の同意なしに、保安官、安全な場所について責任を負う人またはその人の代理人は、権限なしに子を逮捕することができる。

(6) 同 一。 第5項のもとで子どもを逮捕する人は

- (a) 子どもが離れた安全な場所に戻されるまで、留置するか、または
- (b) 子どもが離れた安全な場所に帰えされるのに必要な準備をするものとする。

第42条 (1) 12才未満の子の逮捕。合理的、かつ、蓋然的な理由にもとづいて、現実または明白に、12才未満の子を有罪と認定する保安官は、子どもを令状なしに逮捕することができ、かつ、そうするについて

- (a) 子どもを親または親以外に夫婦と子について責任を負うことができる人、または他の人の許に返えすことができないとき、子どもを誰れか他の人の許に返えすことができるまで、安全な場所に引き留めるものとする。

(2) 親への通知その他。 第1項のもとで子どもが安全な場所に引き留

められることに責任を負う人は、子どもが親または他の人の許に返されるように、子どもの留置についての責任を負う親または他の人に通知する合理的な努力をするものとする。

(3) 子どもが親のもとに12時間以内に返えされないとき、第1項のもとで安全な場所に留置される子どもが、子どもの親または子どもについて責任を負う人のもとに12時間以内に安全な場所に返えすることができないとき、子どもはあたかも第40条7項のもとで安全な場所につれてこられたものとして扱われ、かつ、第1項のもとで逮捕されなかったかのように扱われる。

第43条 (1) 適用。本条において、親には、

(a) 子を監護すべく承認された代理機関

(b) 子どもを世話し、かつ、監督する人

を含む。

(2) 逃亡した子の逮捕状。治安判事は保安官が宣誓された親の状報にもとづいて、

(a) 子どもは16才未満であり

(b) 子どもは親の同意なしに、親の世話およびコントロールから撤退し、かつ、

(c) 親が合理的、かつ、蓋然的な理由にもとづいて、もし子どもが逮捕されなければ、子どもの健康または安全が危われると満足するとき、逮捕状を発行することができる。

(3) 同様。第2項のもとで子どもを逮捕する人は、できる限り速やかに子どもを親の許に返えし、子を合理的な時間内に親に返えすることが不可能なとき、子どもを安全な場所に連れて行く。

(4) 親への通知その他。第3項のもとで子どもがそこにおかれた安全な場所について責任を負う人は、子どもの親に、子どもは安全な場所におかれており、子どもは親に返えされることができ旨を子どもの親に通知する合理的な努力をするものとする。

- (5) 子どもが24時間以内に親のもとに返えされないうとき。第3項のもとで安全な場所におかれている子どもは、12時間以内に子どもの親の許に返えされることができないとき、子どもはあたかも第40条2項のもとで安全な場所におかれたかのように、第2項のもとで逮捕されることはない。
- (6) 慣習上の強制手段がいっそう適切である場合。治安判事は児童法改正法の第36条のもとでの手続の方がいっそう適切である事情のもとで、一方の親が他方の同意のもとに子どもの世話および管理から退くとき、第2項のもとでの許可書を発行しないものとする。
- (7) 財産を特定する必要はない。第2項のもとでの許可書には、子どもがおかれている場所を特定する必要はない。
- (8) 子どもの保護の手段。保安官または子ども保護ワーカーが合理的、かつ、蓋然的な理由により、本条のもとで逮捕された子どもは、保護される必要があり、かつ、子どもが親の許に返えされなければ、子どもの健康または安全についての重大な危険を及ぼすと信じるとき、
- (a) 保安官または子ども保護ワーカーは、子どもを第40条7項のもとで安全な場所に保護するか、または
 - (b) 第5項のもとで子どもが安全な場所におかれているとき、子どもは第40条2項のもとでそこに置かれていたものとして扱われる。

登録の権限および逮捕の特別な手続に関する他の規定

- 第44条 (1) 登録する権限その他。第41条または第43条2項のもとで発行された許可書によって、子どもを安全な場所にもち込む権限を与えられた人は、いつでも、もし必要ならば、強制的に許可書に特定された施設に立ち入り、調査し、かつ、子どもを移動させることができる。
- (2) 立ち入る権利、その他。第41条4項または5項もしくは第42条7項のもとで許可された人が合理的・蓋然的な理由により、関連する細則のなかに引用された子どもは、もし必要であれば、許可書なしに、強制

的に財産に立ち入り、必要であれば、子どもを探し、他に移動させることができる。

- (3) 立ち入る権限に関する細則。 本条にもとづいて施設に立ち入ることを許された人は、立ち入りの権限を規則に従って行使するものとする。
- (4) 警察の協力。 第41条および第43条のもとで行動する子ども保護ワーカーは、保安官の援助を求めることができる。
- (5) 子どもを検査することへの同意。 第42条3項または第43条5項のもとで子どもを扱う子ども保護ワーカーは、あたかも子どもが安全な場所につれてこられたかのように、子どもの健康を検査することが許可されるが、この場合には親の同意により別途に要求される。
- (6) 公開の1時的な拘留の場所。 ある人が子どもを第41条または第42条のもとで、安全な場所に導く場合に、合理的、かつ、蓋然的な理由により、抑制的な行動がないと信じる時、子どもは第4章（若年犯罪人）において定義された安全な場所—公開の1時的な拘留の場所に拘留されることができる。
- (7) 個人的な責任からの保護。 保安官または子ども保護ワーカーに対して、第41条、第42条または第43条のもとで、彼等がその義務を誠実に履行するについて、怠ままたは不履行を理由に訴を提起することは許されない。

審理および命令

- 第45条** (1) 定義。 本条において、
メディア（報道機関）とは新聞、ラジオおよびテレビジョンを意味する。
- (2) 適用。 本条は第76条（子どもの濫用的な登録）のもとでの審理を除き、本節のもとでなされる審理に適用する。
 - (3) 刑事手続とは別個の審理。 審理は判事手続における審理を区別してなされるものとする。
 - (4) 裁判所が別の命令をしない限り、審理は私的に行われる。 審理は

第5節に従い、公衆のいないところで行われるものとする。ただし、裁判所が

(a) 当事者の希望および利益、さらに

(b) 公衆の存在が証人である子ども、審理への参加者または手続の主体に感情的な害悪を及ぼすこと

を考慮し、審理が公開で行われることを命じる。

(5) メディアの代表者。第6項に従って選ばれたメディアの代表者は、公衆の不在のもとに行われる審理に出席することができる。ただし、裁判所が第7項のもとで彼等を除外する命令をするときは、この限りでない。

(6) 同様。審理に出席するメディアの代表者は、下記のように選ばれるものとする。

1. 出席するメディアの代表者は、彼等の中から2人まで選出されるものとする。

2. 出席するメディアの代表者が人の選定について合意できないとき、裁判所は審理に出席する2人のメディア代表者を選定することができる。

3. 裁判所は、審理に余分のメディア代表者に出席を許可することができる。

(7) メディアの代表者を除外するか、または公開を禁止する。裁判所は

(a) 特定のメディアの代表者を審理の全部または1部から除外する。

(b) すべてのメディアの代表者を審理の全部または1部から除外する。

(c) 審理の特定の部分の報道を禁止する命令をすることができる。

裁判所の意見によれば、メディアの代表者の出席または報道の公表は、事件に応じて、証人であり、審理の参加者または手続の主体である子どもに感情的な害悪を及ぼすであろう。

(8) 禁止：子どもを同一視すること。いかなる人も、証人、審理への

参加者、手続の主体、子どもの親、養親または子どもの家族メンバーの身元を確認する効果のある情報を公開し、または公開させないものとする。

(9) 同 一。 成年に関する命令。 裁判所は、本節のもとで犯罪の責任を問われている人の同一性を確認する効果のある情報の公開を禁止するよう命じることができる。

(10) 記録の謄本。 いかなる人も、当事者または当事者の弁護人を除いて、審理の謄本のコピーを与えられない。ただし、裁判所が別の命令をするときは、この限りでない。

第46条 (1) 拘留の時期は期限される。 子どもが第40条または第79条6項のもとで、安全な場所につれてこられたのち、5日以内に、できる限りすみやかに、または主婦が第78条2項のもとで前記物件に留まるか、また配置されるとき、

(a) 訴訟の基礎事実は、裁判所の面前に第47条1項の（子どもの保護手続）のもとで、もたらされる。

(b) 子どもは最終時に子どもについて責任を負う人の許に返えされるか、または子どもの監護について、オンタリオで命令のもとで監護の権利をもつ人に強制されることができるし、または

(c) 第Ⅱ部第29条(1)―（サービスへの自発的なアクセス）の規定のもとで、1時的な責任に関する合意が行われる。

(2) 同 じ。 公開の1時的な拘留の場所。 子どもが安全な場所、すなわち、公開の1時的な拘留の場所またはその後、できる限りすみやかに、事件の審理のため裁判所の面前にもたらされ、かつ、裁判所は

(a) きわめて制限的訴訟行為もないと裁判所が認定するとき、公開の1時的拘留の場所に残されている子どもは、30日を越えない期間、そこに残され、その後、社会の世話と監護に返えされるものとする。

(b) 子どもが公開の1時的な拘留の場所から解放され、社会の世話

および監護に返えされるか、または

(c) 第51条(2)のもとで(1時的な世話および監護)を命じる。

第47条 (1) 子どもの保護に関する審理。 第40条1項のもとで申立がなされるか、または子どもが保護を必要としているかどうかを決定するため、裁判所の面前に出されるとき、裁判所は争点を決定し、第57条のもとで命令をするため審理を行うものとする。

(2) 子どもの姓名、年令その他。 できる限りすみやかに、かつ、いつでも、子どもが保護を必要としているかどうかを決定する前に、裁判所は

(a) 子どもの姓名および年令。

(b) もしあれば、子どもが育てられている宗教的な信条。

(c) 子どもがインディアンまたは土着の人であるかどうか、もしそうであれば、子どもの一群または土着の集団および

(d) 子どもが審理前に安全な場所につれてこられたとき、子どもがそこから移動される場所

を決定するものとする。

(3) 16才の誕生日が関係するとき。 本章の他の規定にかかわらず、手続が開始されたか、または子どもが逮捕されたとき、裁判所は基礎事実を調査、決定し、本章のもとで、あたかも子どもがまだ16才未満であるかのように、命令することができる。

第48条 (1) 土地に関する管轄権の決定。 本条において、“土地管轄”とは、第15条(2)のもとでの協会の土地管轄を意味する。

(2) 審理の場所。 子どもに関する本章のもとでの審理は、子どもが普通に居住している土地管轄において行われるものとする。ただし、

(a) 審理前に子どもが安全な場所に連れていかれたとき、審理は、そこから子どもが移された元の土地管轄において行われるものとする。

(b) 子どもが第57条のもとで協会または国王の保護のもとにおかれ

ているとき、審理は協会の土地管轄において行われ、かつ、

- (c) 子どもが第57条のもとで、協会の監督命令の容体であるとき、審理は協会の土地管轄地域内または親もしくは他の人が子どもと共に居住している土地管轄内で行われることができる。

(3) 手続の移送。本章のもとのどの段階でも、裁判所が他の土地管轄での行動に比較して非常に便宜であると満足するとき、裁判所は手続が他の土地管轄に移送され、当初よりそこで開始されたかのように、手続を進めることができる。

(4) 協会に影響を及ぼす命令。裁判所の所在が協会の土地管轄内でないとき、裁判所は子どもを協会の世話または監督のもとにおく命令をしないものとする。

第49条 裁判所の権限。裁判所はその個有の裁量にもとづいて、ある人をその面前に呼び出し、証言させ、証書または物品を提出させ、かつ、それが家族法典のもとでの手続で行われたかのように擬制することができる。

第50条 (1) 子どもに対する過去の行為を考慮。証拠法のどの規定にもかかわらず、本章のもとでの手続において

(a) 裁判所はある人の過去における子どもに対する行為を考慮し、もしその人が、手続の主体である子どもを現に世話しているか、面接しているか、または世話するか、面接しなければならないこと、および

(b) 裁判所が手続に関連があると考えer口頭または書面による陳述または報告書、当初の民事または刑事手続における謄本、証拠書類、認定書は、証拠として認定されることができる。

(2) 同 一。開示命令。第49条(1)のもとでの審理において、基礎事実の処分のみに関する証拠は、裁判所が子どもは保証を必要としていると決定するまでは、認められない。

第51条 (1) 延期。裁判所は審理を30日以上延期しないものとする。

ただし、

- (a) すべての当事者が出席し、かつ、延期中に子どもの世話をする人が同意するか、または
 - (b) 裁判所が審理に出席しない当事者は長期間の延期に反対であることを知っているときは、この限りでない。
- (2) 延期中の監護。 審理が延期されているとき、裁判所は子どもの世話および監護のため、
- (a) 子どもを本条のもとでの延期の直前に子どもについて責任を負っていた人の世話および監護のままとし、
 - (b) (a)項に参照された人の世話および監護のままか、または社会の監督に従って裁判所が適切と考える子どもの監督に関する合理的な条件および期限に従い、
 - (c) (a)項に参照された人以外の世話および監護のもとにおかれ、その人の同意のもとに、社会の監督および裁判所が適切と考える子どもの監督に関する合理的な証拠および条件に従い、または
 - (d) 社会の世話および監督のもとにいぜんとしておかれるが、しかし
 - (i) 第4章（若年犯罪者）または
 - (ii) 同章において安全な場所として指定されなかった公開の1時的な拘留の場所におかれることはない。
- (3) 標準。 裁判所は、第2項(c)または(d)のもとでの命令をしないものとする。ただし、裁判所は子どもが害を蒙りそうであり、かつ子どもは第2項(a)または(b)のもとで適切に保護されることができないと満足するときは、この限りでない。
- (4) 第62条の適用。 裁判所が第2項(d)のもとで命令をするとき、第62条（親の同意）が必要な修正をうけて適用される。
- (5) アクセス（面接）。 第2項(c)のもとでなされた命令は、子どもに対する誰れか親の面接権について、裁判所が適切と判断する条件または

期限をつけることができる。

(6) 変更する権限。 裁判所はいつでも第2項のもとでの命令を変更または廃止することができる。

(7) 延期に関する証拠。 本条の目的のため、裁判所は具体的な事情のもとで信用でき、信頼に値すると判断する事情を認めることができる。

第52条 遅延。 裁判所が期日を指定。第40条(1)項のもとでの申立がなされるか、または子どもが保護を必要としているかどうかを決定するため、裁判所の面前に基礎事実が提出され、かつ、手続の開始後3カ月を経過しても決定がなされないとき、裁判所は

- (a) 命令により、申立の審理のための日付を定め、かつ、その日付は申立の公正な処分に適合する最も近い日であり、
- (b) 公正な手続に関するかかる指示をし、かつ、命令をすることができる。

第53条 (1) 理由その他。 本章のもとで裁判所が命令をするとき、裁判所は

- (a) 命令に付される条件または期限。
- (b) 裁判所に科せられる子どもの世話のためのすべての計画の陳述。
- (c) 裁判所がその判決の中で申し出る子どもの世話のための計画の陳述。
- (d) その判決の理由とは
 - (i) 裁判所がその判決の基礎とした証拠の簡単な説明および
 - (ii) 命令が本章のもとでの干渉の直前に子どもについて責任を負っていた人の世話から子どもを移動し、または保護する効果をもつとき、なぜ子どもがその人の世話のもとでは適切に保護されることができないのか、その理由の陳述を含めるものとする。

(2) 同 一。 第1項の(b)節は、裁判所が子どもは誰れによって、またはどこで世話および監督されるのか、その人および場所を特定する必要

はない。

評 価 （アセスメント）

第54条 (1) アセスメントのための命令。 子どもが保護を必要として
いると認められるとき、裁判所は特定の期間中に、

- (a) 子ども、または
- (b) 養親を除き、子どもがその人の責任とされてきたし、将来もそ
うであろうと思われる一方の親または養親が

裁判所の面前に出頭するよう命令し、裁判所の意見によれば、医学的・
感情的・発見的・心理学的・教育的または社会的なアセスメントを遂行
する資格を有し、アセスメントの遂行に同意した。

(2) 報告書。 第1項のもとでアセスメントを遂行する人は、アセスマ
ントの書面による報告書を、命令のなかで特定された期間内に作成する
ものとする。ただし、裁判所の意見によれば、より長期間のアセスマ
ントが必要とされる場合を除き、30日を越えないものとする。

(3) 報告書のコピー。 裁判所が審理における報告書を考慮する少くと
も7日前に、裁判所またはアセスメントが一方当事者によって請求され
た場合は、その当事者が、報告書のコピーを

- (a) 第4項および5項に従って、アセスメントをうけた人
- (b) 子どもの弁護士または記録代理人
- (c) 審理に出頭する親、または親のソリシター
- (d) 子どもを世話または監督する協会
- (e) 彼または彼女がコピーを要求する場合にディレクター
- (f) 子どもがインディアンまたは土着の人である場合は、子どもの
集団または土着の生活体によって選ばれた代表者、および
- (g) 裁判所の意見によれば、事件の目的のための報告書のコピーを
受領すべき他の人のため

に報告書のコピーを準備すべきである。

(4) 12才未満の子ども。 アセスメントをうけた子が12才未満である場合は、裁判所が子どもは報告書のコピーを受領するのが望ましいと判断するときを除いて、報告書のコピーを受領しないものとする。

(5) 子どもが12才以上のとき。 アセスメントをうけた子どもが12才以上である場合に、裁判所が報告書の全部または1部が子どもに開示されたならば、子どもに感情的な害悪を発生させるにちがいないと満足するとき、裁判所は報告書の全部または1部を子どもに与えないことができる。

(5・1) 衝突。 第4項および5項の規定は、“個人的健康情報保護法”2004年に優先する。

(6) アセスメントは証拠である。 第1項のもとで命じられたアセスメントの報告書は証拠であり、かつ、手続における裁判所の記録の一部である。

(7) 拒否による推定。 ある人が第1項のもとで命じられたアセスメントをうけることを拒否するとき、裁判所はそれが合理的と考える推理を引き出すことができる。

(8) 許されない報告書。 第1項のもとで命じられたアセスメントの報告書は、

(a) 第69条のもとでの控訴を含め、本章のもとでの手続

(b) 第81条に参照された手続、または

(c) 検屍官法のもとでの手続

を除いて、評価された人または人々の同意なしに、証拠とされることはできない。

第55条 同意命令：特別な要件。 子どもが第37条2項(1)に定められた同意にもとづいて、裁判所の面前につれてこられたとき、裁判所は子どもを親の世話および監護から移動する第57条のもとでの命令をする以前に、

(a) 果して

- (i) 協会が子どもが親の許に留ることを可能にするようなサービスの提供したかどうか、さらに
 - (ii) 親および、子どもが12才以上のときは、子どもが同意に関連して独立した弁護士に相談したかどうか、をたづね、さらに
- (b) 以下の事情、すなわち、
- (i) 親および、子どもが12才以上であり、子どもが同意の性質および結果を理解し
 - (ii) すべての同意が自発的であり、かつ、
 - (iii) 親および、子どもが12才以上であり、子どもが求められている命令に同意している
- ことが満足されるものとする。

第56条 子どものための協会の計画。 裁判所は、第57条または65条のもとで命令を作成する以前に、協会によって書面に準備された計画を手し、考慮するものとする。その内容は以下のとおりである。

- (a) 子どもがそれを基礎として保護される必要があると認定される条件および事情を救済すべく準備されるサービスの種類。
- (b) 協会がそれによって、保護または監督がもはや必要ないと決定する標準の陳述。
- (c) 協会の介入の目的を達成するために要求される時機の評価。
- (d) 協会が子どもをある人の世話から他に移そうとしたり、すでに移した場合。
 - (i) ある人の世話になっている間になにゆえに子どもが適切に保護されなかったのか、その理由の説明および
 - (ii) もしあれば、子どもとある人との接触を維持するためにどのような努力が計画されているかの説明、および
- (e) 協会が子どもの世話がある人から他の人に永久に移そうとしたり、現に移した場合、子どもの長期間の健全な配置のためになさ

れたか、なされるべき準備。

第57条 (1) 子どもが保護を必要としている場合の命令。 子どもが保護を必要としており、かつ、裁判所の命令による介入が将来の子どもの保護のために必要であると決定するとき、裁判所は子どもの最善の利益のため、下記の命令のうちの1つをするものとする。

1. 監督命令。 子どもが協会の監督に従って、少なくとも3カ月、かつ、12カ月を越えない特定の期間、親または他の人のもとにおかれるか、または返えされる。
2. 協会の後見。 子どもは協会による監護とされ、12カ月を越えない特定の期間、世話と監護のもとにおかれる。
3. 国王の後見。 子どもは国王の後見とされ、後見が第65条のもとで終了するか、または第7条1項のもとで消滅し、かつ、協会の世話のもとにおかれる。
4. 協会の後見および監督の継続的な命令。 子どもは第2項のもとで協会の後見とされ、ついで第1項のもとで合計12カ月を越えない期間後、一方の親または他の人に返えされる。

(2) 裁判所の調査。 第1項のもとでの命令を決定するに当り、裁判所は当事者に対し、本章のもとで介入前に、協会、他の代理人または人がどのような努力をしたかを尋ねるものとする。

(3) 分裂性の少い二者選択制の採用。 裁判所は本章のもとでの介入の直前に、彼または彼女の世話について責任を負っていた人から、子どもを移動する命令をしないものとする。ただし、裁判所が代案は第2項に引用された住居によらないサービスおよび援助が子どもの保護のために適切でないときは、この限りでない。

(4) 共同生活体に配置することを考慮。 裁判所が本章のもとでの干渉の直前に彼または彼女について責任を負っていた人の世話から、子どもを移動させる必要があると決定するとき、裁判所は第1項の第2節または第3節のもとで、協会または国王の監護を命ずる前に、親族または他

の人の同意を得て、子どもを親族、隣人または共同生活体に置くことが可能かどうかを考慮するものとする。

(5) 同 一。 子どもがインディアンまたは土着の人の場合。 第4項に引用した子どもがインディアンまたは土着の人であるとき、子どもをどこか他に配置すべき実質的な理由のない限り、裁判所は子どもを

(a) 子どもの拡大された家族のメンバー：

(b) 子どもの1群または生来の独立社会：

または

(c) 他のインディアンもしくは土着の家族

に置くものとする。

(6) 〔廃止 1999年〕

(7) 同 一。 裁判所が第39条(7)のもとのある人に対する通知を免除したとき、裁判所は第1項3号のもとで国王の後見命令をしないか、または第1項2号のもとで30日を越える期間、第47条(1)のもとでさらなる尋問が同人に対する通知のうえ行われるものとする。

(8) 監督命令の条件および期限。 裁判所が第1項1節のもとで監督命令をするとき、裁判所は

(a) 子どもがその人の許におかれているか、またはその人に子どもが返えされた

(b) 監督する協会

(c) 子ども、および

(d) 審理に参加しているその他の人

に、子どもの世話および監督に合理的な条件および期限を課すことができる。

(9) 裁判所の命令が必要でない場合。 裁判所が子どもは保護される必要があると認定するか、将来に向かって子どもの保護のために裁判所命令が必要であると満足しないとき、裁判所は本章のもとでの関与以前に子どもについて直接に責任を負っていた人の許に留めるか、返えされるか、

命令するものとする。

つづく